

報告第 9 号

財政の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり健全化判断比率及び資金不足比率を本議会に報告する。

令和 4 年 9 月 5 日

三 朝 町 長 松 浦 弘 幸

1	健全化判断比率	
	実質赤字比率	—
	連結実質赤字比率	—
	実質公債費比率（3 年平均）	7. 9 %
	将来負担比率	—
2	資金不足比率	
	簡易水道事業特別会計	—
	温泉配湯事業特別会計	—
	下水道事業特別会計	—
	集落排水処理事業特別会計	—
	水道事業会計	—
	国民宿舎事業会計	—